

議題 4

議案第 14 号

令和元年 7 月 22 日提出

広島市立幼稚園園則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

広島市立学校条例の改正に伴い、令和元年 10 月 1 日以降は、広島市立幼稚園の授業料及び入園料を徴収しないこととすることから、所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

授業料等の規定を削除する。

3 施行期日等

令和元年 10 月 1 日から施行し、同日前に徴収事由が生じた授業料及び入園料については、なお従前の例による。

4 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。

広島市教育委員会規則第 号

令和元年7月 日

広島市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市立幼稚園園則の一部を改正する規則

広島市立幼稚園園則（昭和42年広島市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

「第6章 授業料等の徴収（第20条）
目次中 を
第7章 雑則（第21条）」

「第6章 雑則（第20条）」に改める。

第6章を削る。

第7章中第21条を第20条とし、同章を第6章とする。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に徴収事由が生じた授業料及び入園料については、
なお従前の例による。

現行改正比較表（広島市立幼稚園園則）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p><u>第6章 授業料等の徴収（第20条）</u></p> <p><u>第7章 雑則（第21条）</u></p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p><u>第6章 授業料等の徴収</u> <u>（授業料等）</u></p> <p><u>第20条 授業料及び入園料の額及び徴収方法は、広島市立</u> <u>学校条例（昭和39年広島市条例第19号）の定めるところによる。</u></p> <p><u>2 保護者は、所定の期日までに授業料を納付しなければな</u> <u>らない。</u></p> <p><u>3 やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められ</u> <u>る保護者その他特別の理由があると認められる者に対し</u> <u>ては、授業料若しくは入園料の額を減免し、又はこれらの</u> <u>徴収を猶予することができる。</u></p> <p>第7章（略）</p> <p>第21条（略）</p> | <p>目次</p> <p>第1章～第5章（現行に同じ。）</p> <p><u>（削る。）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第20条）</u></p> <p>第1章～第5章（現行に同じ。）</p> <p><u>（削る。）</u></p> <p><u>（削る。）</u></p> <p><u>（削る。）</u></p> <p>第6章（現行に同じ。）</p> <p>第20条（現行に同じ。）</p> |